

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

(6月6日)  
(第12号)



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 12 号

○平成26年6月6日（金曜日）

---

### 議事日程（第12号）

平成26年6月6日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第127号から議案第137号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第127号から議案第137号まで

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	小野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
欠席議員 1名		
16	番	水 谷 正 美
(52)	番	欠 (員)
(42)	番	欠 (番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書記 (議事課長)	米 田 昌 司
書記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書記 (議事課班長)	上 野 勉
書記 (議事課主査)	松 本 昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆

危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	西 城 昭 二
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	高 須 一 弘
代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

岡 喜理夫  
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

高 木 久 代

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（永田正巳） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

6月3日までに受理いたしました請願3件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。  
以上で報告を終わります。

---

請 願 文 書 表

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 45	<p>(件 名) 登記の事務・権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県議会においては、平素より三重県民のため県政にご尽力されていることに敬意を表するとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展にご理解をいただいていることに厚く御礼申し上げます。 現在、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部において、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。もとより、私どもは、「個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。」という、地方分権改革の基本的考え方について反対するものではない。しかし、私ども土地家屋調査士は、その取扱業務が法務局の行う事務と密接に関係するが故に知り得る次のような理由から、登記の事務・権限等については、将来的にも国が主体で行うべきものであると考えるものである。 よって、三重県議会として、地方自治法第99条の規定による「登記の事務及び権限等を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うことを要望する」意見書を国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、法務大臣あて）に提出いただくよう、願います。</p> <p>(理 由) 1. 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国统一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識と</p>	<p>三重県津市河辺町 3547番地2 三重県土地家屋調査士会 会長 神戸 照男 ほか1名</p> <p>(紹介議員) 石 田 成 生 大久保 孝 栄 中 西 勇 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 舟 橋 裕 幸</p>	26年6月



	<p>は異なる場合であっても、国が示す統一基準ゆえに受け入れられるものであり、それは、法第14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局の事務として、将来的にも全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。</p> <p>2. 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。登記事務が地方に移管された場合、地方自治体及びその職員に著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況及びその他の事情によって能力等の格差が生じることも懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならないものと考えられる。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、将来的にも国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。</p>		
--	--	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 46	<p>(件名) 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を、三重県から国へ提出していただくよう求める。</p> <p>(理由) 聞こえる人たちは、「声を出す、または声を聞く」という音声言語(日本語)を使用して、コミュニケーションを行っている。ろう者は、昔か</p>	<p>三重県津市桜橋2丁目131番地 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子</p> <p>(紹介議員) 石田 成 生 大久保 孝 栄 小林 正 人 今井 智 広 藤田 宜 三 稲垣 昭 義 服部 富 男 中村 進 一</p>	26年6月

<p>ら「手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用し、コミュニケーションを行ってきた。しかし、法的には、手話は言語として認められていなかったために、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきた。ろう学校では手話を使うことを禁止され、手話を使うことは恥ずかしいことだと教えこまれ、社会でも周囲の好奇心の目から隠れるように手話を使ってきた。また、聞こえる人たちとコミュニケーションができないため、まだまだろう者や手話に対する理解が社会では進んでいない。</p> <p>2006（平成18）年12月に国連で採択され、日本でも2014年1月に批准し、2月に発効した障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障害者の権利を守り、社会に合理的配慮を求めた条約である。同条約第2条において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されたことにより、「手話が言語である」ことが世界的に認められた。</p> <p>日本においても、その条約の批准に向け、2011年に障害者基本法を改正し、同法第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められた。</p> <p>また、同法第22条では、国・地方公共団体に對して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、それに基づいて、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。</p> <p>以上のような理由から、私たちは、手話やろう者に対して理解がある社会、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう、国に「手話言語法（仮称）」を制定していただけることを、心から切望するものである。</p>		
---	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 47	<p>(件 名) 三重県残土条例制定を求める件について</p> <p>(要 旨) 三重県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）を制定するよう求める。</p> <p>(理 由) 農耕地への客土や土地造成の名目で、有害物質を含んだ廃棄物まじりの土砂が建設残土や土壌改良材と称して使用され、周辺土地や水質の環境汚染が懸念される事態が起きている。残土は廃棄物処理法の適用がないため、これを規制する法律がない。千葉県をはじめ多くの県では、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）」を制定して、土砂の埋立てを口実にした有害物質や産業廃棄物が混入した土砂類の埋立てを規制しているので、本県でも、残土条例を制定して、県民の生活環境を保全するよう求める。</p>	<p>伊賀市木興町1064 286 NPO廃棄物問題ネットワーク三重 代表理事 吉田 ミサヲ</p> <p>(紹介議員) 粟 野 仁 博 森 野 真 治 岩 田 隆 嘉</p>	26年6月

質 疑

○議長（永田正巳） 日程第1、議案第127号から議案第137号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） おはようございます。

議案第127号に関する質疑をいたします。

豚流行性下痢（PED）対策について、6月補正予算として、国庫から1022万円、そして、基金取り崩して683万1000円、合わせて1705万1000円が計上され、県内で発生したPEDの感染拡大を防ぐために消毒用資機材の購入費用を支援して、全ての養豚場等で防疫体制の整備を図る予算であります。

PEDは、県内では3月26日に初めて疑い事例が確認されて以後、6月4

日現在ですが、17事例、1万2509頭に発症して、子豚が4369頭亡くなっております。3月26日に事例が発生してから事例がたび重なりますので、これは緊急度の高い課題だと思い、4月15日付で文書によって質問をさせていただいたところです。その回答を2週間後に頂戴しまして、この2週間の間に知事も随分御努力をいただきまして、前に進んだかなと思っております。4月24日には国に対して4項目について要請をしていただき、翌日には危機管理統括監を議長としてPED総合対策会議も開催をさせていただいております。

お尋ねをいたしますが、今回計上されております予算を活用した対策は、これまでやってこられた、この予算以前までにやってこられた対策とどう違うのか、どういうふう違うことをやられるのか、確認をさせていただきたいと思います。

そして、この対策をとればPEDが発生しなくなると考えていいのかわかり、まず、この2点についてお尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

**○農林水産部長（橋爪彰男）** 豚流行性下痢の対策ということで、今も議員からも御説明がございましたが、昨年の10月に国内で7年ぶりに発生が確認されまして、本県ではこの3月に発生が確認されました。この発生、発症を受けまして、県としましては、まず、全ての養豚農家、屠畜場等に対しまして、施設内、また、出入り口での車両等の消毒を徹底するように指導いたしました。

これとあわせまして、養豚場の出入り業者を対象としました講習会、消毒の講習会ですが、これを実施するとともに、市町等の協力もいただきまして、12カ所の広域消毒ポイントというのを設置したところです。こういうふうな対策をとりまして、ウイルスの侵入予防とか拡散防止対策の実施ということで努めてきたところです。

しかしながら、その後も県内の養豚場での発生が拡大しているというようなことを受けまして、県としましては、関係市町や関係団体からの要望もいただきまして、その辺も踏まえまして、国に対しまして、消費・安全対策交付金の拡充とその十分な予算の確保、さらに、ワクチンの必要数量の確保と

安定的な供給体制の整備、さらに、ウイルスの侵入経路等の把握と感染拡大原因の徹底究明などについて緊急要請を行ったところです。

こうした中で、国のほうは消費・安全対策交付金を拡充いたしまして、養豚場及び屠畜場等の出入り口で使用する消毒の機器、また、消毒薬等を補助対象に加えるというようなPED対策の充実を示したところでございます。

また、他の県での発生状況を見てみますと、新規の発生が減少した後に新しくまた拡大してくるという、そういう傾向があったりもしますし、本県でも先日新たな発生事例がまた確認されたと。17例目ですが、確認されたと。こういう予断を許さない状況というのがまだ続いていると考えております。

このため、県では全ての養豚場及び屠畜場等での出入り口を消毒ポイントというふうに新たに位置づけしまして、今回拡充された消費・安全対策交付金を活用しまして、車両等の消毒に必要な消毒薬の支給、また、動力噴霧器の整備というのを緊急的に支援する、これによりまして、PEDウイルスの侵入予防、また、拡散防止対策というのを一層強化すると、そういう形で臨みたいというふうに考えております。

さらに、今回の対策によってPEDは全て抑えられるのかということだろうと思うんですが、なかなか難しく、PEDについては、成長した豚は発症しても比較的回復すると言われていますが、逆に、現在のところ効果的な治療薬というのはないというふうに言われています。そういう意味では、ウイルスを養豚場の中に入れないとか、また、逆に発生養豚場から外に出さないという、こういうための消毒徹底が基本となるというふうに考えております。

また、一方で、先ほども申し上げたPEDに対するワクチンがありまして、これは、母豚に接種することで子豚の発症を阻止したり症状を軽くすると、こういうものでして、子豚の死亡率を大きく下げるといった効果がございます。

このワクチンの接種とあわせまして、養豚場、また、屠畜場等での消毒を徹底するということによって、PEDの発生リスクというのをかなり小さくするということがわかっておりますので、仮に発生した場合でも被害を最小

に抑えることができるというふうに考えておりますので、今回の対策をお願いしておるところでございます。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 今回の補正1700万円を使った対策によっても完全にとまるとは言えない、予断を許さないような状況であって、ワクチンを接種しながら、そういうこともやりながら、できるだけ拡散しないように対応を打っていかけても、これはお答えがあったように、これで全てが終わるということは予想できないので、引き続いて対策はとっていく必要があるんだろうと思われませんが、特に今回の補正予算についてはぜひ早いとこ執行していただけるように望むところで、委員会等々の審議に委ねたいと思います。

4000頭以上の子豚が亡くなっておりますが、これの処理についてはどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 死亡豚はほとんどが子豚ということなんですけれども、まず、PEDの感染拡大を防ぐためには、先ほども申し上げましたが、発生した養豚場からウイルスを外に出さないというのが大変重要になります。そういう意味で、死んだ子豚については、養豚場内で密閉式の強制発酵処理施設というのを設けておまして、この中に入れまして、その処理の中でかなり、70度以上の熱が出るということで、ウイルスは60度ぐらいになるとかなり死滅するというのを言われていますので、そこでPEDウイルスの感染力を失わせると、そういうふうな処理をしているところでございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 当然、亡くなった子豚はウイルスを持っておりますので、今の御説明の処理によってウイルスがその死んだ子豚から外へ出るのも拡散しないような処置はとられておると、こういう理解をさせていただきます。

子豚が亡くなって親豚にならないと豚肉が市場に出ないというのが数カ月後にやってまいります。そうすると、養豚農家はそこで収入がなくなるとい

うこととなります。

あわせて、これ、いつごろどうなるのかわかりませんが、外国から入ってくる豚肉の関税をどうするのかという議論も今なされておるところで、そうになると安い豚肉が入ってきてダブルパンチを食らうようなこととなりますので、今回の感染拡大を防ぐということとはちょっと論点が違うのかもわかりませんが、いずれそういう時期がやってくる可能性が非常に高いので、あわせてそのような対策もぜひ考えていただくことをお願いして質疑を終了します。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。

みんなの党会派、中西勇です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第137号の質疑をさせていただきます。

三重県伊勢庁舎本館等建築工事において生じた隣接地の変状に対する費用に係る仲裁申請について質疑をさせていただきます。

この事案は、平成23年11月29日、定例会の一般質問、そして、翌年の平成24年2月21日の議案質疑で私も取り上げさせていただきました。そのときの回答は、三重県建設工事紛争審査会にJVから本体工事以外の追加工事金額支払いについて調停申し立てがあったが、紛争審査会の判断に委ねたいと、知事からは第三者委員会の設置はしないという答弁をいただきました。

議案書には、和解不成立、調停打ち切りの理由が記載されていませんが、JVは調停委員が出した和解案を受け入れたが、三重県が拒絶したために不成立になったというのがこの真相でございます。

この和解案を概略で少しお話させていただきますが、先ほど言いました平成23年11月25日にJVが、三重県はJVに対して1億2427万8000円の支払いをということで紛争審査会に申し立てをしました。そして、平成24年、翌

年の3月23日に三重県が、JVは三重県に対して3億6060万5804円の支払いをしてほしいということで調停を出されたわけです。そして、その年、24年3月29日から1回目の調停が始まり、双方の申し立て関係の審理が行われたわけです。そして、平成25年の8月16日に調停委員から、後で読み上げますが、和解案が出て、12月11日の第8回の調停では和解案に対する意見陳述が行われました。そして、今年、平成26年3月13日に9回目、受諾の可否を次回に回答するというので、最終回の第10回、5月22日に三重県が和解案を拒んで不成立が確定したということです。

それでは、和解案の内容を少し簡潔に話させてもらいますけれども、三重県はJVに対して3290万3730円を支払えということで結論は出ております。

理由は、1番目に、地盤沈下、ひび割れの発生原因ということで、三重県が主張するウエルポイントと地盤沈下、ひび割れの直の因果関係は認められない。ただし、本件工事の全体的影響、工事や重機による振動、掘削土の仮置き、地下水のくみ上げ等が地盤沈下、ひび割れの原因となっていることは否定はできない。上記の全体的な影響に起因する地盤沈下、ひび割れは、施工に伴い通常避けることのできない損害に該当する。

2番目に、地盤沈下、ひび割れに対しては三重県とJVの連帯責任とし、その責任割合は、三重県対JV、それは70%対30%とする。

そして、三重県の責任ということで、JVがウエルポイントを選択するもとなった情報、地層や地下水を示すボーリング等のデータは三重県から提出された。そして、シルト層を掘削してドライワークを確保するにはウエルポイント工法が最適で、三重県が主張する釜場工法では施工不可能であると。それから、三重県はウエルポイント工法による施工をそういうことで承認したと。三重県県土整備部営繕室は工事に関する専門知識や専門部署を持っており、地盤沈下、ひび割れ防止に必要な助言、指導が可能であった。

それでは、JVの責任。JVは、住宅地の地盤が従来から沈下、ひび割れが繰り返されてきたことを着工前から知らされており、慎重な対応が必要であったのに配慮が不十分であった。このため、施工に伴い通常避けることの



できない損害であっても、JVに善良な管理者としての注意義務違反、善管義務違反が認められる本件では一定の割合の責任が生じる。

3番目、JVの請求権には、特に減額すべき理由は見当たらず、100%の評価とする。1億2427万8000円。

4番目に、三重県の請求権は、減額すべき理由が認められるため、50%評価とする。3億6060万5804円の半分、1億8030万2902円。その減額する理由は、住宅地は以前から地盤沈下を繰り返しており、損傷の原因は本体工事のみではないと認められる。損害賠償は買い取り補償ではなく、補修工事が原則である。三重県はJVに対して、補修工事の協議や見積もり提出の機会を一切与えておらず、不必要な支出の発生が認められる。擁壁住宅地の買い取りによってがけ条例違反を解消したという効果を得ている。

5番目、和解金額の算出方法です。JVの認定額は、1億2427万8000円掛ける1.0掛ける0.7イコール8699万4600円。三重県の認定額は、3億6060万5804円掛ける0.5掛ける0.3イコール5409万870円。この差し引きが3290万3730円となります。

以上が概略ですが、調停委員はこの和解案を作成するに当たって、1番目、JVによる地下水くみ上げが住宅地の地盤沈下の原因であるという三重県の主張は疑問点が多く、証明が不十分である。2番目、本来は修理で対応すべきなのに修理の検討を全くしないで、いきなり建物、敷地を買い上げたのは適切でない。3番目、住宅地を買い上げたのは、がけ条例違反の解消も目的とされた、買い上げなければがけ条例違反は解消しなかったということです。という理由にしています。すなわち、三重県の主張はことごとく否定され、JVの言い分がほぼそのまま採用されたものです。住宅地を買い上げるには、三重県民の身体、生命を守ることが目的であったという平成22年9月の議会説明、議案の上程理由がほとんど虚偽に等しかったことが今回の調停手続の中で専門家の委員によって明らかにされたわけです。

そこで質問です。三重県はなぜ和解に同意できなかったのか、その理由を率直、簡潔に御答弁をお願いします。

○総務部長（稲垣清文） お答えいたします。

調停案では、先ほども申し上げられましたように、ウエルポイント工法が地盤変状の原因であるという私どもの主張、それから、地盤変状によります被害家屋の移転補償の必要性につきまして、県の主張の大部分が認められなかったわけでございます。

その結果、先ほども御案内がありましたように、県が建築J Vに対しまして求めておりました損害賠償額の認定が5割に減じられた上、県と建築J Vの負担割合も7対3というふうに認定されたわけでございます。

今回、仲裁申請を行うに当たりまして、示されました調停案につきまして、複数の学識経験者に相談をさせていただきました。そのところ、ウエルポイント工法が地盤変状の原因であるという私どもの主張を支持する意見をいただいております。また、移転補償につきましても、補修・改修費が移転補償費と大差がないと。それから、住民の安全の確保という緊急性などから、私どもとしては必要性があったというふうに考えております。

これらのことから、県といたしましては調停案を不服といたしまして受け入れず、契約約款の第55条の規定及び仲裁合意書に基づきまして仲裁を申請し、改めて県としての主張を行いたいと考えたわけでございます。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 言ってみえることはわかるけれどもということなんですけど、少し前にさかのぼって、先ほどの繰り返しになる部分ですけども、平成23年11月29日と24年2月21日に私から質問、質疑をさせていただいたときに、建設工事紛争審査会に調停を、結果を委ねるという御答弁がありました。それについては答えてもらっていません。

それと、観点を変えると、ここの審査会で明らかに県の対応について問題があると言われているわけです。住民説明会の開始からわずか1カ月余りで三重県が購入するという前代未聞の処理をしたということです。そして、紛れもなく伊勢庁舎のがけ条例違反を隠蔽したとしか思えない対応、処理の早

さに驚かされるわけです。この部分を議員の皆さんもしっかり見きわめていただきたいなど、そのように思います。

時間がありませんので要望という意味でちょっと伝えさせていただきますけれども、今までの紛争審査会のこれまでにかかった経費、それから、これから仲裁申請をするのに必要な、これからまた予算が要るわけです。それも提示をしていただきたいと思います。どう考えても私にはおかしな事案であるということで質疑をさせていただいているわけです。何のために三重県の建設工事紛争審査会が調停をして結果を出した、和解案を出したというところで、なぜそれを理解していただかないのかな、和解に応じていただけないのかなということが疑問に思っておりません。この後、総務地域連携常任委員会のほうに付託されると思いますので、しっかり議論もしていただきたいと思います。仲裁申請ということで無駄な費用をかけて、無駄な日数をかけてということを見ると、早く決定をしていただくことが僕は必要かなと、そのように思います。

以上、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で、議案第127号から議案第137号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（永田正巳） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第127号から議案第137号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
1 3 6	権利の放棄について
1 3 7	仲裁の申請について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
1 2 9	みえ森と緑の県民税評価委員会条例案
1 3 0	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 3 3	工事請負契約について（一般国道260号（木谷バイパス）道路改良（木谷トンネル（仮称））工事）
1 3 4	工事請負契約の変更について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）
1 3 5	工事協定締結の変更について（山田線松ヶ崎第13号踏切道と交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 2 7	平成26年度三重県一般会計補正予算（第2号）
1 2 8	平成26年度三重県一般会計補正予算（第3号）

131	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
132	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案

### 先議議案の審査期限

○議長（永田正巳） この際、お諮りいたします。議案第127号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

○議長（永田正巳） なお、明7日及び8日は休日のため休会であります。6月9日は定刻より、県政に対する質問を行います。

### 散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時26分散会